

春日井市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領（令和3年11月26日付府政経運第399号）に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対し、臨時特別的な給付措置として実施する、子育て世帯への臨時特別給付金について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付金（以下「給付金」という。） 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援するために支給する給付金をいう。
- (2) 児童 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第3条第1項による者をいう。
- (3) 支給対象者 次のいずれかに掲げる者をいう。
 - ア 令和3年9月分の法による児童手当（以下「児童手当」という。）の受給者。ただし、法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。
 - イ 平成15年4月2日から平成18年4月1日の間に生まれた高校生又はそれに準ずる児童（以下「高校生等」という。）を養育している者（以下「高校生等支給対象者」という。）であって、児童手当の受給者（法附則第2条第1項の給付の受給者を除く。）と同等である者及びそれに準ずる者（施設設置者等を含む。）
 - ウ 令和3年9月1日から令和4年3月31日の間に生まれた新生児（母子保健法に定める出生後28日未満の児童に限らない。）の児童手当の受給者。ただし、法附則第2条第1項の給付の受給者を除く（以下「新生児支給対象者」という。）。

- エ ア、イ及びウに規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合を除き、令和3年9月30日の基準日（以下「基準日」という。）後に受給者等が死亡した場合における、死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童（法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。以下同じ。）に係る児童手当の支給を受ける者又は死亡した日以後に高校生等を養育する者その他これに準ずるものとして適当と認められる者
- オ ア、イ及びウに規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合を除き、基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等に係る児童が中学校修了前の施設入所等児童（法第4条第1項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童をいう。以下同じ。）又は里親等へ委託され、若しくは障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生等（以下「高校生等の施設入所等児童」という。）であることを市が把握した場合における、中学校修了前の施設入所等児童又は高校生等の施設入所等児童が委託されている里親等又は障害児入所施設等の設置者
- カ ア、イ及びウに規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合を除き、基準日の翌日から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしている当該受給者等の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市区町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市区町村による当該認定の請求に関する通知が市に到達した場合又はこれに準ずる手続を行った場合における、当該者の配偶者
- キ 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者）になった者であり、かつ、給付金の受給者の配偶者であった者のうち離婚等をした者その他これらに準

ずる者

ク 基準日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において高校生等を養育している者（所得額が児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第1条に規定する額未満の者に限る。）であり、かつ、給付金の受給者の配偶者であった者のうち離婚等をした者その他これらに準ずる者

- (4) 中学生支給対象者 中学生までの対象児童に係る支給対象者をいう。
- (5) 一般支給対象者 中学生までの対象児童に係る支給対象者のうち、市から支給している児童手当の受給記録等を基に、市が給付金の支給の申込みを行う者をいう。
- (6) 支援給付金対象者 第3号のキ及びクに係る支給対象者をいう。
- (7) 対象児童 支給対象者に支給される給付金の支給額の算定の基礎となる児童として、次のいずれかに掲げる者をいう。

ア 支給対象者に支給される令和3年9月分の児童手当に係る児童

イ 基準日において支給対象者に養育される高校生等

ウ 基準日において里親等へ委託され又は障害児入所施設等へ入所若しくは入院している高校生等の施設入所等児童

エ 令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間に出生した児童

オ 第3号キの支給対象者に支給される令和4年3月分の児童手当に係る児童（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者に係る児童）

カ 第3号クに係る支給対象者については、令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において支給対象者に養育される高校生等

（給付金の支給等）

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、給付金を支

給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、対象児童1人につき10万円とする。ただし、支援給付金対象者に対して支給する給付金の金額は、令和3年9月分の児童手当の受給者、新生児支給対象者又は令和3年9月30日において高校生等を養育していたことにより給付金を受給した者から、支援給付金対象者が当該給付に相当する額の金銭等を受け取っていた場合及び対象児童のために当該給付に相当する額の金銭等を費消していた場合においては、その額を前項の額から控除した額とする。

(一般支給対象者に対する支給の申込み等)

第4条 市は、一般支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

- 2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けたときは、子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書(第1号様式)により、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。
- 3 市長は、市長が別に定める日までに前項の届出がないときは、速やかに支給を決定し、一般支給対象者に対し、給付金を支給する。

(一般支給対象者に対する支給の方式)

第5条 一般支給対象者に対する市による支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、監護する児童が死亡したことにより、令和3年9月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合に限り第2号に掲げる支給方式を、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第3号に掲げる支給方式を行うことができる。

- (1) 児童手当口座振込方式 令和3年10月の児童手当振込時において市が把握する指定口座に振り込む方式
- (2) 指定口座振込方式 前条第3項の支給決定前までに、子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等の届出書(第2号様式)により前号の指定口座の

変更を届け出、市が当該届出をした指定口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(一般支給対象者以外に係る申請受付開始日及び申請期限等)

第6条 中学生支給対象者（一般支給対象者を除く。）、高校生等支給対象者及び新生児支給対象者のうち、市が給付金の支給の申込みを行った者については、第4条を準用する。

2 中学生支給対象者及び高校生等支給対象者のうち、市が給付金の支給の申込みを行った者以外の申請が必要となる者（支援給付金対象者を除く。）は、子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書）（第3号様式）により申請を行うものとする。

3 新生児支給対象者のうち、市が給付金の支給の申込みを行った者以外の申請が必要となる者（支援給付金対象者を除く。）は、子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書）（第4号様式）により申請を行うものとする。

4 支援給付金対象者（令和3年10月1日以後に海外から入国し、対象者となった者（以下「入国者」という。）を除く。）は、子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）申請書（請求書）（第5号様式）により申請を行うものとする。

5 支援給付金対象者（入国者に限る。）は、子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）申請書（請求書）（第6号様式）により申請を行うものとする。

6 第2項から前項までによる申請書の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

7 申請期限は、やむを得ない場合を除き、支給対象者ごとに市長が別に定める日とする。

8 一般支給対象者以外の支給対象者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難

な場合に限り行うことができる。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口に出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

9 市長は、第2項から第5項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第7条 代理により前条第2項から第5項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請を要する支給対象者に対する支給の決定)

第8条 市長は、第6条第2項から第5項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかにその内容を確認の上、支給を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給の決定をした申請者に対し、給付金を支給するものとする。

(給付金の支給等に関する周知)

第9条 市長は、給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、市ホームページその他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、第6条第2項から第5項に該当する者が同条第7項の申請期限までに同条第2項から第5項

の申請が行われなかった場合は、給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による支給決定を行った後、市長が別に定める日時点において市が把握する児童手当振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更を届け出ている場合は、当該届出をした指定口座）に給付金として支給を行う手続きを行ったにもかかわらず、市長が別に定める日までに指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、本件契約は解除されるものとする。

3 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、市長が別に定める日までに申請書の補正が行われなかったことその他支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第12条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（雑則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月24日から施行する。

子育て世帯への臨時特別給付金受給拒否の届出書

（宛先）春日井市長

- 1 私は、「子育て世帯への臨時特別給付金」の受給について拒否することを、ここに届け出ます。
- 2 本届出により、「子育て世帯への臨時特別給付金」の受給を拒否する者が本人であることを証明するため、本人確認資料を下欄に貼付し提出します。

年 月 日

届出者住所

届出者氏名

届出者連絡先

()

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等の届出書

(宛先) 春日井市長

1 届出者・申請者(児童手当を受給していた方(もしくはそれに準ずる方))

記入日	年 月 日
-----	-------

(フリガナ) 氏 名	性別	生 年 月 日	現 住 所
		年 月 日	電話 ()
住所(令和3年9月30日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要			

※下欄の事項に誓約及び同意の上、届出します。

2 新規振込先指定口座(児童手当を受給していたご本人名義の口座に限ります。)

- ア 指定の金融機関口座(原則、1の届出者の口座とします。)への振込みを希望
※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		※「1 届出者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

- イ 窓口での現金支給を希望

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

【誓約・同意事項】

市が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和4年3月31日までに、市が届出者に連絡・確認できない場合に、子育て世帯への臨時特別給付金が支給されないことに同意します。

提出書類

- 『子育て世帯への臨時特別給付金支給口座登録等の届出書』(本書)

※必要事項をご記入ください。

- 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

(※「2 新規振込先指定口座」で「ア」を選択した場合に限る。)

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

- 『届出者本人確認書類の写し(コピー)』

※届出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

振込先金融機関口座確認書類添付箇所

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
通帳やキャッシュカードの写し

（2 新規振込先指定口座にアを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類添付箇所

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、
年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し

（2 新規振込先指定口座にアを選択した場合は提出してください。）

子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書）

（宛先）春日井市長

1 申請者

				記入日	年	月	日
(フリガナ)		性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)			
氏名				年 月 日			
個人番号		申請者の住所(住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要		令和3年 9月30日時点	電話 ()		
※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。				令和3年 1月1日時点			

2 配偶者

配偶者の有無		有	無	記入日	年	月	日
(フリガナ)		性別	生年月日	配偶者の現住所(住民票所在地) ※申請者と同じ場合は記入不要			
氏名				年 月 日			
個人番号		配偶者の住所(住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記入不要		令和3年 9月30日時点	電話 ()		
※下記の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。				令和3年 1月1日時点			

3 対象児童

※支給対象となる児童(平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童)について記入してください。

No.	(フリガナ)		続柄	性別	生年月日	平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童(高校生等)に○をつけてください	同居・別居の別	結婚している場合○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
	氏名	氏名							
1					年 月 日				
2					年 月 日				
3					年 月 日				
4					年 月 日				

※同居・別居の別については令和3年9月30日時点の状況を選択してください。

※支給対象となる児童が新生児(令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した児童)のみの場合は、第4号様式による提出でも可能です。

4 添付書類

令和3年9月分の児童手当(本則給付)を受給していることがわかる書類(支払通知書・継続認定通知書の写し、令和3年9月分児童手当振込通帳等又は申請者及び配偶者の方の令和3年度(令和2年分)市区町村民税課税証明書・非課税証明書)を添付してください。

【誓約・同意事項】

- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

(裏面も確認してください。)

5 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1 の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
金融機関コード	1 銀行	5 農協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		※「申請・請求者」名義に限ります。 ※通帳の表記に合わせてください。
	2 金庫	6 漁協				支店コード
	3 信組	7 信漁連				
	4 信連					

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

子育て世帯への臨時特別給付金申請書（請求書）

（宛先）春日井市長

1 申請者

			記入日	年	月	日
（フリガナ）		性別	生年月日	申請者の現住所（住民票所在地）		
氏名				電話（ ）		
			年	月	日	
個人番号		申請者の住所（令和3年1月1日時点の住民票所在地）			※現住所と同じ場合は記入不要	

※下記の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2 配偶者

		配偶者の有無	有	無	記入日	年	月	日
（フリガナ）		性別	生年月日	配偶者の現住所（住民票所在地）				
氏名				※申請者と同じ場合は記入不要				
			年	月	日	電話（ ）		
個人番号		配偶者の住所（令和3年1月1日時点の住民票所在地）				※現住所と同じ場合は記入不要		

※下記の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

3 対象児童

※支給対象となる新生児児童（令和3年9月1日から令和4年3月31日までに出生した児童）について記入してください。

No.	（フリガナ）		続柄	性別	生年月日	同居・別居の別	住所（別居の場合のみ記入）
	氏名	氏名					
1					年 月 日		
2					年 月 日		
3					年 月 日		

※同居・別居の別については申請時点の状況を選択してください。

※新生児以外（平成15年4月2日から令和3年8月31日までに出生した児童）の支給対象となる児童がいる場合は、第3号様式による申請となります。

4 添付書類

令和3年9月分以降の児童手当（本則給付）を受給していることがわかる書類（支払通知書・継続認定通知書の写し、令和3年9月分以降の児童手当振込通帳等又は申請者及び配偶者の方の令和3年度（令和2年分）市区町村民税課税証明書・非課税証明書）を添付してください。

【誓約・同意事項】

- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金を返還します。

（裏面も確認してください。）

5 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1 の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
金融機関コード	1 銀行	5 農協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		※「申請・請求者」名義に限ります。 ※通帳の表記に合わせてください。
	2 金庫	6 漁協				支店コード
	3 信組	7 信漁連				
	4 信連					

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）申請書（請求書）

（宛先）春日井市長

1 申請者

		記入日	年 月 日
（フリガナ） 氏 名		性別	生年月日
			年 月 日
		申請者の現住所（住民票所在地） 電話 （ ）	
個人番号	DV避難者の場合は☑を記載ください	（離婚された方）元配偶者の氏名	申請者の旧住所 （対象児童が令和3年9月分の児童手当の対象児童である場合は令和3年8月31日時点の住民票所在地、その他の場合は令和3年9月30日時点の住民票所在地）

※下記の事項(1)～(7)に誓約・同意の上、申請します。

2 対象児童（申請時点で養育している児童）

No.	（フリガナ） 氏 名	性別	生 年 月 日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童（高校生）に○をつけてください	住所（別居の場合のみ記入）
1			年 月 日		
2			年 月 日		
3			年 月 日		
4			年 月 日		

3 確認事項

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金をすでに受給した者から、当該給付相当額を受け取っているか、または給付相当額が受給者によって2の対象児童のために使われているか、を確認します。
以下のいずれかが該当する欄にチェック(☑)してください。

- (1) 給付相当額を受け取っておらず、対象児童のために使われたことも承知していない。
- (2) 給付相当額の一部又は全部を受け取っている、または対象児童のために使われている。

受け取った額・対象児童のために使われている額を分かる範囲で記入してください。

総額	円
----	---

【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 他の市区町村から、令和3年度の子育て世帯への臨時特別給付の支給を受けていません。
- (3) 子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）を返還します。

（裏面も確認してください。）

4 申請額・請求額

①対象児童数(表面2の人数)	人
②控除額(表面3(2)で記入した額) ※上記3(1)にチェックした場合は記入不要	円
③申請額・請求額(=①×10万円-②)	円

※ 例えば、①対象児童数が2人、②控除額が5万円の場合は、③は15万円となる(=2人×10万円-5万円)

5 添付書類

児童手当を受給していない高校生の保護者の方等は、下記の書類その他必要な書類を添付してください。

令和4年2月28日(それ以前に申請する場合は申請日時点)までに離婚したことがわかる書類(離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本等) **又は9月以降の事情変更に関する必要な書類**

※離婚協議中の場合は、令和4年2月28日時点(それ以前に申請する場合は申請日時点)で協議中であることがわかる書類(公的機関から発行された書類又は弁護士等、第三者により作成された書類)を添付してください。

6 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(口)に『√』を入れて、必要事項を記入してください。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
1 銀行 5 農協 2 金庫 6 漁協 3 信組 7 信漁連 4 信連		本・支店 本・支所 出張所		1 普通 2 当座		※「申請・請求者」名義に限ります。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード		支店コード				

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
 ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）申請書（請求書）

（宛先）春日井市長

1 申請者

			記入日	年	月	日
（フリガナ） 氏 名		性別	生年月日	申請者の現住所（住民票所在地）		
			年 月 日	電話（ ）		
個人番号		申請者の住所 （住民票所在地） ※現住所と同じ場合は記入不要	令和3年 9月30日時点			
			令和3年 1月1日時点			

※下記の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

2 配偶者

		配偶者の有無	有 ・ 無			
（フリガナ） 氏 名		性別	生年月日	配偶者の現住所（住民票所在地） ※申請者と同じ場合は記入不要		
			年 月 日	電話（ ）		
個人番号		配偶者の住所 （住民票所在地） ※現住所と同じ場合は記入不要	令和3年 9月30日時点			
			令和3年 1月1日時点			

※下記の事項(1)～(6)に誓約・同意の上、申請します。

3 対象児童

※支給対象となる児童（平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童）について記入してください。

No.	（フリガナ） 氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	平成15年4月2日から平成18年4月1日までに出生した児童（高校生等）に○をつけてください	同居・別居 の別	結婚している場合○をつけてください	住所（別居の場合のみ記入）
1				年 月 日				
2				年 月 日				
3				年 月 日				
4				年 月 日				

※同居・別居の別については令和4年2月28日時点の状況を選択してください。

4 添付書類

令和4年2月分の児童手当（本則給付）を受給していることがわかる書類（支払通知書・継続認定通知書の写し、令和4年2月分児童手当振込通帳等又は申請者及び配偶者の方の令和3年度（令和2年分）市区町村民税課税証明書・非課税証明書）を添付してください。

【誓約・同意事項】

- 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- 子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）を返還します。

（裏面も確認してください。）

5 受取方法 (希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

ア 指定の金融機関口座(原則、1 の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください(下欄を確認してください)。

【受取口座記入欄】

金融機関名		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
金融機関コード	1 銀行	5 農協	本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		※「申請・請求者」名義に限ります。 ※通帳の表記に合わせてください。
	2 金庫	6 漁協				支店コード
	3 信組	7 信漁連				
	4 信連					

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

イ 窓口での現金支給を希望

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りが出来ない方のみが対象となります。本人確認資料を添付してください。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し